

国民年金だより

令和4年度の保険料は
月額16,590円です。

ご存知ですか？「保険料の免除・納付猶予制度」

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が難しい場合、本人が申請して審査を通過すれば、保険料の「免除」または「猶予」の対象となります。（※免除申請には、前年所得の申告が必要です。）

☆国民年金保険料の令和4年度（令和4年7月から令和5年6月）の免除申請の受付を開始しました。

令和4年度の 免除等の種類と保険料額など	免 除				納付猶予 (50歳未満の方対象)	未納
	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除		
月々の保険料	0円	4,150円	8,300円	12,440円	納付猶予	
受給資格期間に…	含まれる				含まれる	含まれない
全額納付の場合に対する 免除期間分の年金額増加割合	【1/2】	【5/8】	【6/8】	【7/8】	年金額は増えない(※1)	
所得審査の対象者	本人・配偶者・世帯主				本人・配偶者	
申請可能な期間	申請時点から2年1か月前までの期間 (納付期限から2年を経過すると時効により免除の申請ができません)					

(※1) 納付猶予の場合、追納すれば年金額に反映されます。

★学生には「学生納付特例制度」がありますので、詳しくはお問合せください。

★令和3年度の免除申請時に、翌年度以降の継続希望を行い、かつ「全額免除」または「納付猶予」が承認された人は、あらためて免除申請をする必要はありません。

◆申請時に必要なもの◆

- ▷ 本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）
- ▷ 基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書、納付書など）
- ◎ 失業を理由とする場合は…
 - ▶ 離職年月日が確認できる『雇用保険被保険者離職票』『雇用保険受給資格者証』など
- ◎ 代理人が申請する場合は…
 - ▶ 代理人本人の確認ができるもの ▶ 委任状（別世帯の場合のみ）



※新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減った場合
臨時特例による免除の対象となる場合があります。申請の方法についてはお問い合わせください。



- ▲一部免除の承認を受けた期間でも、月々の指定の保険料を納めなければ未納期間となります。
- ▲保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、障がいや死亡といった不測の事態が生じたときに「障がい年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

◆保険料の追納ができます◆ ※追納の受付・問合せは直方年金事務所となります。

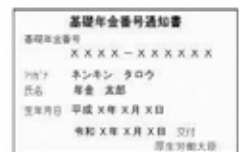
「免除」「納付猶予」「学生納付特例」の期間がある場合には、保険料を全額納付した場合に比べ、受け取る年金額が少なくなります。10年以内であれば、その分の保険料を後から納めること（追納）ができます。

ただし、免除等の承認を受けた期間の年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

基礎年金番号通知書に変わりました

★令和4年4月より、年金手帳から基礎年金番号通知書に変わりました。

令和4年4月以降に新たに年金制度に加入する方、手帳の紛失等で再発行を希望した方には、基礎年金番号通知書が発行されます。既に年金手帳をお持ちの方は、引き続き保管をしてください。



●お問合せ 医療保険課 年金係（☎内線1031・1032）・各支所市民窓口課
直方年金事務所（☎0949-22-0891）※自動音声案内が流れます